

朝霞地区 MCS 運用ポリシー

一般社団法人朝霞地区医師会地域包括ケア支援室

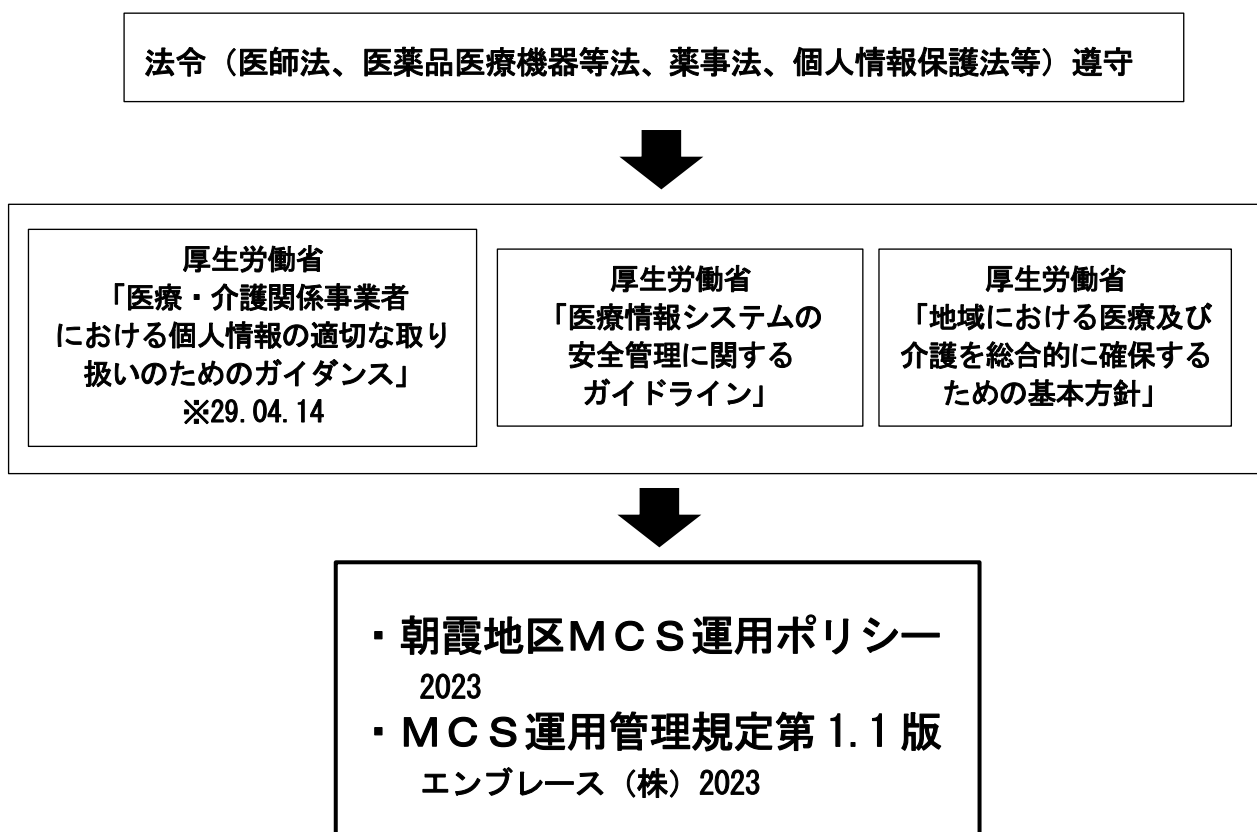
朝霞地区 MCS 運用ポリシー

はじめに

医療介護の現場では、「医師法、医薬品医療機器等法、薬事法、個人情報保護法」に関する法律などの法令遵守はもちろん、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」など、これらのガイドラインに則って、システムの適正な運用を行っていく必要がある。

本運用ポリシーは、エンブレース（株）が提供する医療介護専用のコミュニケーションシステム「メディカルケアステーション」（以下、MCS）を利用するにあたって各種法令の遵守、ガイドライン等を考慮しながら最適な個人情報管理、運用ができるように作成されているエンブレース（株）作成の「MCS 運用管理規定」第 1.1 版と朝霞地区MCS 運用ポリシーを併用し、MCS の利用について医療・介護に携わる事業所及び従業者が正しく活用できるよう作成したものである。

本運用ポリシーは、MCS V 2. 14 の機能をベースに記載されおり、法令や厚生労働省等の各種ガイドラインの改訂やMCS の機能強化などに伴って必要に応じて改訂される場合がある。



(目的)

第1条 この運用ポリシーは、朝霞地区医師会とエンブレース（株）が、サービス提供に関する契約を締結した完全非公開型医療介護専用SNS「メディカルケアステーション」（以下、MCS）の取り扱い及び管理に関する事項を定め、在宅医療の充実に向けた多職種連携の為のコミュニケーションツールとしてMCSを適正に活用することを目的とする。

(対象)

第2条 この運用ポリシーは、MCSを活用する利用者全員に適用される。

(運用ルール)

第3条 利用者は別に定める「朝霞地区MCS運用ルール」に基づき、利用するものとする。

(事務局)

第4条 朝霞地区内でMCSを活用するための事務局は、一般社団法人朝霞地区医師会地域包括ケア支援室に置く。

2 事務局は、医療・介護に携わる事業所及び従事者が正しく活用できるようMCSについて以下の業務を所掌する。

- (1) 利用者の登録（運用ポリシー配布、申込書・誓約同意書の受付、保管）及び退会に関すること。
- (2) MCS利用者に対して運用ポリシーの周知を図るための研修を行うこと。

(利用者)

第5条 朝霞地区内の医療・介護業務に従事する者。

(法令及びガイドライン)

第6条 MCSの利用者は医師法、医薬品医療機器等法、薬事法、個人情報保護法等の各種法令を遵守するため、以下を十分理解したうえで、MCSを活用する。

- ・「MCS運用管理規定」第1.1版（エンブレース（株） 2023年4月18日改定）

(災害時連絡手段としての活用)

第7条 災害時には、人の生命の保護を優先する観点から、MCSを災害時連絡手段として利用する為に、各事業所の管理台帳に記載していない端末の使用を認める。

(その他)

第8条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、別に定めることができる。

附則 第1条 この規程は2017年1月1日から施行する。

第2条 この規程は2023年10月12日から施行する。